



高齢者・介護

高齢者

☎ 保険医療課 ☎ 754-6258

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、75歳以上の方々の医療を国民みんなで支える仕組みとして創設されました。医療にかかる費用のうち窓口負担分を除く分を、公費(約5割)、現役世代からの支援金(約4割)、被保険者からの保険料(約1割)により負担します。後期高齢者医療制度の運営は、大阪府後期高齢者医療広域連合が行います。また、市町村では保険料徴収事務や各種申請の届け出などの窓口業務を行います。

資格

75歳の誕生日から加入することになりますので、手続きは不要です。ただし、被用者保険(会社の健康保険など)から後期高齢者医療制度に移行される場合は、扶養家族で75歳未満の方は国民健康保険などに別途加入していただくことになりますので、手続きを行ってください(65歳以上75歳未満の方で一定の障がいのある方は、申請していただくことで後期高齢者医療制度に加入できます)。なお、生活保護受給者は後期高齢者医療制度の被保険者にはなりません。

医療機関の受診について

医療機関での自己負担割合は、一般の方は1割、一定以上の所得のある方は2割、現役並み所得者は3割となります。自己負担割合は毎年8月に更新され、前年所得により判定を行います。



現役並み所得者とは

・窓口負担割合について

窓口負担割合	判定基準
3割	同一世帯に住民税課税標準額が145万円以上の被保険者がいる場合
2割	同一世帯に住民税課税標準額が28万円以上の被保険者がいる場合で以下に該当する場合 ○被保険者が1人の場合 「年金収入＋その他の合計所得金額(注)」が200万円以上 ※被保険者が2人以上の場合は同合計額が320万円以上
1割	同一世帯に属する被保険者全員が2・3割に該当しない場合

※2割負担の方は、令和7年9月30日までは外来の月々の負担増加額が3,000円までとなる配慮措置があります。

※3割負担の方は、同一世帯の被保険者等の収入金額が次の要件に該当する方は、申請すると1(または2)割負担になります。

- ・被保険者が1人の場合 → 収入額が383万円未満
- ・被保険者が複数の場合 → 収入の合計額が520万円未満
- ・被保険者が1人かつ70～74歳の方がいる場合 → 被保険者本人と70～74歳の方の収入の合計額が520万円未満

(注)「年金収入」とは、公的年金等控除を差し引く前の金額で、遺族年金や障害年金は含みません。

「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額(長期(短期)譲渡所得は特別控除が受けられる場合は特別控除後の金額)のことであり、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引く前の金額のことをいいます。

各種届け出

事由	手続きに必要なもの
転入	後期高齢者負担区分等証明書
転出	被保険者証
死亡	被保険者証
市内転居	被保険者証
療養費等の支給申請	被保険者証、領収書、通帳など振込先の分かるもの、医師の意見書など必要書類
葬祭費の支給申請	被保険者証、葬祭費の領収書、通帳など振込先の分かるもの
被保険者証再発行	身分証明書
限度額適用・標準負担額認定申請	被保険者証
基準収入額適用申請	被保険者証、当該年度の確定申告書写しなど
障害認定申請	身体障害者手帳など
障害認定撤回	被保険者証、身体障害者手帳など
特定疾病療養受領証の交付申請	被保険者証、医師の意見書など



保険料

被保険者全ての方に負担能力に応じた保険料を公平にご負担いただきます。保険料は、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額(限度額66万円)となります。世帯の所得水準に応じて、被保険者均等割額が軽減されます。(令和5年度)

所得の判定区分(同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)	軽減割合
「基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)」を超えない場合	7割
「基礎控除額(43万円)+29万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)」を超えない場合	5割
「基礎控除額(43万円)+53万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)」を超えない場合	2割

会社の健康保険等の被扶養者であった方(これまで保険料負担のなかった方)の保険料軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において会社の健康保険などの被扶養者であった方は、所得割額は課されず、資格取得後2年に限り、均等割額の5割が軽減されます。

保険料の納め方

年金受給額などによって、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りに分かれます。

特別徴収 (年金からの徴収)	原則として、年額18万円以上の年金受給者は、毎年4月から年6回の年金支給の際、保険料が天引きされます。ただし、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える場合や、その他法令に定める特別徴収の対象としない者に該当する方は普通徴収になる場合があります ※複数の年金を受給している方は、優先順位の高い一つの年金が特別徴収の対象となります。
普通徴収 (納付書などで納入)	特別徴収の対象とならない方は、市の定める納期(毎年7月から翌年3月までの9期)までに納入通知書(納付書)や口座振替などで保険料を納めていただきます

徴収方法の変更

希望される方は、申出により保険料の支払方法を特別徴収(年金からの徴収)から口座振替へ変更できます。

生きがい・そのほか

長寿祝金

☎ 高齢・福祉総務課 ☎ 754-6336

88歳・100歳・101歳以上の方に祝金をお贈りします。(誕生日の属する月の初日において1年以上市内居住の方が対象)

施設循環福祉バス

☎ 高齢・福祉総務課 ☎ 754-6250

市内の公共施設を無料で巡回する「マイクロバス」。利用できるのは60歳以上の方、障がいのある方、妊産婦の方です。

高齢者菜園

☎ 高齢・福祉総務課 ☎ 754-6250

60歳以上の方を対象に、1区画(約10㎡)ごとに貸し出しています。

友愛クラブ連合会

☎ 高齢・福祉総務課 ☎ 754-6250

60歳以上の方が、スポーツやボランティア活動などを行っています。

シルバー人材センター

☎ 池田市シルバー人材センター ☎ 754-1980

60歳以上の方へ、希望の職種と能力に応じた臨時的・短期的な仕事を提供し、配分金を支払うシステムです。

敬老会館

☎ 敬老会館 ☎ 762-1018

60歳以上の方のための施設です。相談業務を行うほか、趣味の部会の活動などがあります。

生活支援コーディネーター

☎ 池田市社会福祉協議会 ☎ 751-0421

社会資源を把握し、地域住民のニーズに合った新しい福祉サービスの開発と育成に努め、地域における新しい福祉ネットワークを構築し、地域支援に関するニーズの掘り起しと関係機関へのマッチングを行います。



地域包括支援センター

閩 地域支援課 ☎754-6288

介護・福祉・健康などさまざまな面から支援を行う高齢者の相談窓口です。

池田市伏尾地域包括支援センター

〈ところ〉伏尾町12-1 特別養護老人ホームハートフル
ふしお内

☎752-1649

〈対象〉ほそごう、秦野小学校区にお住まいの方

池田市さわやか地域包括支援センター

〈ところ〉城南3-1-40 保健福祉総合センター内

☎754-6789

〈対象〉池田、五月丘小学校区にお住まいの方

池田市井口堂巽地域包括支援センター

〈ところ〉井口堂3-2-3-A号

☎763-0300

〈対象〉石橋、緑丘小学校区にお住まいの方

池田市石橋巽地域包括支援センター

〈ところ〉天神1-5-22 巽病院介護老人保健施設内

☎763-0363

〈対象〉北豊島、石橋南小学校区にお住まいの方

池田市のぞみ地域包括支援センター

〈ところ〉桃園1-5-2 アネックス池田201号室

☎080-7438-7083

〈対象〉呉服、神田小学校区にお住まいの方

在宅福祉サービス

閩 高齢・福祉総務課 ☎754-6250

紙おむつの給付

要介護4以上で、常時おむつを使用しているおおむね65歳以上の非課税世帯の方に給付券を配布しています。

指定ごみ袋の福祉配布

紙おむつ給付事業の対象者の方や、65歳以上で、医師の診断により、在宅で常時紙おむつを必要とする方に、指定ごみ袋の福祉配布を行います。

日常生活援助

65歳以上の高齢者のみの住民税非課税世帯が対象です。日常生活で不便を感じることを援助(お手伝い)します。

1回当たり2時間以内1,000円

(材料費、交通費等の実費は本人負担)

公衆浴場の優待入浴

公衆浴場を月2回、200円で利用できます。対象者は65歳以上の方です。

在日外国人高齢者福祉金

年金を受給できない外国籍の高齢者に福祉金を支給します。所得・居住期間などの制限があります。

救急医療情報キットの配布

閩 高齢・福祉総務課 ☎754-6123

65歳以上の一人暮らしの高齢者などに、救急時に役立つ情報を記入し、保管できるキットを配布しています。

緊急通報用の機器の貸し出し

65歳以上の一人暮らしの方や高齢者世帯が対象です。希望者には、かぎ預かりも実施。

街かどデイハウス

閩 高齢・福祉総務課 ☎754-6250

伏尾台コミュニティセンター第1会館で週に3回活動の場を提供。対象はおおむね65歳以上で、要介護認定において非該当と判定される在宅の方です。実費が必要です。

成年後見制度利用支援

閩 高齢・福祉総務課 ☎754-6336

判断能力が不十分で、財産管理、契約などの法律行為を行うことが困難な方で、本人や親族による申し立てが困難なときに、市長が審判開始の申し立てを行います。



介護保険

介護保険の加入者・保険料

介護が必要になった場合(65歳以上の方または、40歳以上の医療保険加入者で、加齢に伴う16の特定疾病に該当する方)は、池田市に申請をし、要介護(要支援)認定を受けて、介護保険サービスをご利用ください。

65歳以上の方は「第1号被保険者」

☎ 介護保険課 ☎ 754-6228

保険料は介護サービスにかかる費用を賄えるように算出した基準額をもとに決定します。また、所得に応じた保険料額を設定しています。年金受給額が年間18万円以上の方は年金からの天引きで、それ未満の方は納付書または口座振替で納めます。

40～64歳の方は「第2号被保険者」

☎ 国保・年金課 ☎ 754-6253

保険料は、加入している医療保険によって決め方・納め方が違います。

国民健康保険に加入している方

所得や世帯にいる40～64歳の介護保険対象者の人数などによって決定します。医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせて国保の保険料として世帯主が納めます。

職場の健康保険に加入している方

健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方法に基づいて決定します。医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。詳しくは各加入医療保険者でご確認ください。

申請から結果通知まで

☎ 介護保険課 ☎ 754-6257

申請

窓口は市役所2階介護保険窓口です。申請は本人、家族または地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などの代行により市に申請してください。

要介護認定

申請をすると認定調査や主治医意見書をもとに、公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

結果の通知

☎ 介護保険課 ☎ 754-6257

通知は申請から原則30日程度で届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。

〈要介護1～5〉 介護サービス

〈要支援1・2〉 介護予防サービス

介護予防・日常生活支援総合事業



介護サービス

要介護1～5と認定された方が対象です。居宅サービスか施設サービスを選び利用します。

居宅サービス

閩介護保険課 ☎754-6228

指定の居宅介護支援事業者を選んで契約し、ケアプランを作成。このプランに基づき、サービス事業者とも契約し、サービスを利用します。

相談(居宅介護支援)

ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるように支援します。

訪問介護

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

訪問リハビリテーション

専門家が訪問し、リハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

訪問看護

看護師などが訪問し、病状を観察したり、床ずれの手当てなどを行います。

通所介護

定員19人以上のデイサービスセンターなどで食事・入浴などの介護サービスや日常動作訓練が日帰りで受けられます。

通所リハビリテーション

介護老人保健施設などで、リハビリテーションなどが日帰りで受けられます。

短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの介護サービスや機能訓練が受けられます。

短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとでの看護や介護、機能訓練が受けられます。

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどに入居している方が必要な介護サービスをその事業所から受けられます。

特定福祉用具購入費の支給

福祉用具貸与

住宅改修費の支給

地域密着型サービス

閩介護保険課 ☎754-6228

〈小規模多機能型居宅介護〉

通所を中心に、訪問系や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスを受けられます。

〈看護小規模多機能型居宅介護〉

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、介護や看護のケアを一体的に受けられます。

〈認知症対応型通所介護〉

認知症の高齢者に通所介護を行う施設で、日常生活上の世話や機能訓練などが日帰りで受けられます。

〈認知症対応型共同生活介護(グループホーム)〉

認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

〈地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〉

要介護3以上で、自宅では介護ができない方が対象。食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介助や健康管理等を受けられる小規模(定員29人以下)の介護施設。

〈地域密着型特定施設入居者生活介護〉

要介護1以上の方が対象。小規模(定員29人以下)の有料老人ホームで、食事、入浴、排せつなど日常生活上の介助や機能訓練、健康管理等が受けられます。

〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護〉

介護職員や看護師が、日中・夜間を通じて定期的に訪問、必要に応じてあらかじめ利用者に配布された通報機器を使い、利用者がオペレーターに連絡を取ることによって、随時の訪問や対応を受けられます。

〈地域密着型通所介護〉

要介護1以上の方が対象。定員18人以下の通所介護で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介助や機能訓練などが日帰りで受けられます。

施設サービス

閩介護保険課 ☎754-6228

介護保険施設に申し込み、契約してください。

〈介護老人福祉施設〉

要介護3以上で、自宅では介護ができない方が対象。食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理などを受けられます。

〈介護老人保健施設〉

病状が安定し、リハビリテーションに重点を置いた介護の必要な方が対象。医学的管理のもとでの介護やリハビリテーション、日常生活の介助が受けられます。

〈介護療養型医療施設〉

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などを受けられます。

〈介護医療院〉

日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。



介護サービスの費用

問 介護保険課 ☎754-6228

居宅サービスの場合

1か月に利用できる限度額が、要介護度ごとに決められています。その範囲内でサービスを利用したときは、1～3割の自己負担です。限度額を超える分は全額自己負担になります。

施設サービスの場合

施設サービス費の1～3割のほか、居住費・食費・日常生活費の合計が自己負担となります。

※居住費は施設の種類や部屋のタイプによって異なります。居住費や食費の具体的な金額は、利用者と施設との契約によることが原則となります。また、所得の低い方には自己負担の限度額を設け、超えた分を介護保険から支給します。

高額介護サービス費の支給

1～3割の自己負担額が著しく高額になった場合、一定額を超えた分を支給します。

高額医療・高額介護合算の支給

世帯内で同一の医療保険に加入されている方々について、世帯での医療保険・介護保険を合わせた負担が高額となった場合、一定額を超えた分を支給します。

介護予防サービス

要支援1・2と認定された方が対象です。生活目標を設定し、サービスを利用します。

利用の流れ

問 介護保険課 ☎754-6228

連絡・相談

地域の高齢者の心身の健康と生活の向上のために必要な支援を総合的に行う「地域包括支援センター」へ連絡。保健師や主任ケアマネジャーなどがサービスの内容を説明したり、相談を受けます。

介護予防ケアプランの作成

「どんな生活を送りたいか」を保健師や主任ケアマネジャーなどと相談して目標を設定し、「介護予防ケアプラン」を作成します。

サービスの利用

サービス提供事業者を選び、契約を結び、「介護予防ケアプラン」に沿ってサービスを利用します。費用は1～3割を負担します。

評価・見直し

一定期間後に、目標が達成されたかを評価。引き続き介護予防サービスが必要かどうか判断します。



介護予防サービスの種類

☎ 介護保険課 754-6228

介護予防支援

地域包括支援センターの保健師などが中心となって、介護予防ケアプランの作成や、介護予防に関する支援を行います。

介護予防訪問リハビリテーション

専門家が、利用者が自分で行える体操などを指導します。

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、介護予防を目的とした薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助を行います。

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などで、介護予防を目的とした理学療法、作業療法やリハビリテーションなどを日帰りで受けられます。

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした看護や医学的管理のもとでの介護、機能訓練などが受けられます。

介護予防特定福祉用具購入費の支給

介護予防福祉用具貸与

介護予防住宅改修費の支給

介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどに入居している方が、必要な介護サービスをその事業所から受けられます。

地域密着型介護予防サービス

〈介護予防小規模多機能型居宅介護〉

通所を中心に、訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護予防を目的とするサービスを受けられます。

〈介護予防認知症対応型通所介護〉

認知症で要支援の高齢者が、デイサービスを行う施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護予防を目的とするサービスを受けられます。

〈介護予防認知症対応型共同生活介護〉

認知症で要支援の高齢者が共同生活をする住宅で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護予防を目的とするサービスを受けられます。要支援2の方が対象です。

介護予防・日常生活支援総合事業

☎ 地域支援課 754-6288

介護予防・日常生活支援総合事業とは、高齢者が地域で自立した日常生活を送ることを目的に、市が実施する介護予防のための事業です。

介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定(要支援1・2の人)を受けた人や、市が行う基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できます。

- 訪問型サービス
現行の事業者による訪問介護に相当するサービス
- 通所型サービス
現行の事業者による通所介護に相当するサービス
- 短期集中型サービス
運動器機能の向上を目的とした、専門職による短期集中型の支援サービス

一般介護予防事業

65歳以上の全ての人が利用できるサービスです。介護予防や認知症予防に関する教室を開催しています。

